

令和4年6月29日

就学援助認定となられたご家庭のみなさま

八王子市立長房中学校

校長 中嶋 昭江

給食費について

給食費は認定区分によって、下記のように支給されます。

記

1 「要保護」となられたご家庭

実際にかかった給食費が支給され、八王子市生活福祉課より直接、学校に振込まれます。

2 「準要保護」となられたご家庭

実際にかかった給食費が支給され、学校教育部学校給食課より直接、学校に振込まれます。

※ 認定通知日以降のお支払いは不要です。

お支払いいただいた給食費がある場合は学校から**7月1日に振替口座（多摩信）に振込み（返金）**をいたしますので、ご確認ください。

3 「準々要保護」となられたご家庭

実際にかかった給食費の半額が支給され、学校教育部学校給食課より各ご家庭の指定口座に振込まれます。したがって給食費は全額お支払いしていただくことになります。

支給（振込）される時期は以下のとおりです。

1 学期分…8月下旬（25日頃の予定） 2 学期分…翌年1月下旬（25日頃の予定）

3 学期分…翌年4月中旬（15日頃の予定）

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ願います。

お問い合わせ先

長房中学校 事務担当：作山 ☎ 664-1480